

ベンチャーキャピタルに関する有識者会議運営要領（案）

令和 6 年 4 月 30 日

ベンチャーキャピタルに関する有識者会議申合せ

（ベンチャーキャピタルに関する有識者会議の運営）

第 1 条 ベンチャーキャピタルに関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の議事の手続きその他有識者会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（有識者会議の招集）

第 2 条 有識者会議は座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。

3 座長は、有識者会議を招集すべき日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、遅滞なく公表する。

（議長）

第 3 条 座長は、有識者会議の議長となり、議事を整理する。

（意見の聴取）

第 4 条 座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（有識者会議の公開）

第 5 条 有識者会議は公開とする。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、座長が定める。

（議事要旨の作成及び公表）

第 6 条 有識者会議の議事要旨は、会議の都度作成し、公表するものとする。

（有識者会議の資料の公表）

第 7 条 有識者会議の資料は、公表するものとする。但し、座長が定める場合は、資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

（雑則）

第 8 条 この運営要領に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、座長が定める。